

盛岡市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 11 月 7 日付け 24 盛監第 77 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 環境部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛 環 第 309 号
平成 25 年 1 月 10 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 7 日付け 24 盛監第 77 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部 環境企画課）

時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

指摘があった時間外勤務について、平成 24 年 11 月 22 日までに返納の措置をした。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人及び決裁者の決裁内容の確認不足が原因である。

今後は、決裁時の押印について、決裁者及び職員の双方が確認することとし、全職員に周知徹底し、再発防止に努める。

24 盛廃第 78 号

平成 25 年 3 月 6 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 7 日付け 24 盛監第 77 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部 廃棄物対策課）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印使用承認関係について

ア 措置の内容

公印の使用に当たっては、盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき、口頭での使用承認を行なうことのないよう公印管理者等を指導するとともに、適正な公印使用を行なうよう課員全員に徹底し再発防止に努める。

イ 原因及び再発防止策の内容

起案者が公印の使用に当たり、公印管理者等が不在であったことから、口頭により他の職員から承認を得て公印を使用した。後日、使用承認を得なかったことが原因である。

今後は、口頭での使用承認を行う事がないよう公印管理者等を指導するととも

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

に、必ず承認を受けた後、公印を使用することを課員全員に徹底し再発防止に努める。

(2) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務について

ア 措置の内容

指摘があった時間外勤務について、平成 24 年 11 月 30 日に返納を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人及び所属長の決裁内容等について、確認不足が原因である。

今後は、課員全員に周知徹底するとともに、決裁時及び集計時に所属長及び庶務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

(3) 勤務区分の記載誤りのあった時間外勤務について

ア 措置の内容

指摘があった時間外勤務手当について、再計算し、平成 25 年 1 月 31 日に追給を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び庶務担当者の確認不足が原因である。

今後は、時間外勤務命令簿記入の際に内容が正確に記載されているかなどについて、本人に確認することを徹底させるとともに、所属長決裁時のチェック、庶務担当者による勤務実績報告書の作成時の再点検等チェック体制を強化し、再発防止に努める。